

(受注者用)

事務連絡
令和2年4月22日

関係各位

南島原市総務部管財契約課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に対する
市発注建設工事及び建設コンサルタント等業務の対応について

令和2年4月16日、内閣総理大臣の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の全都道府県への拡大に伴い、市発注建設工事及び建設コンサルタント等業務においては現時点で下記のとおり対応することとしておりますので、お知らせします。

記

1. 事業継続の方針であるが、受注者より、一時中止等の希望の申し出がある場合には、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。
2. 電子入札は通常どおり実施し、対面を伴う入札、見積り合わせは密閉、密集、密接（3つの密）が生じないように十分配慮し実施する。
3. 打合せ等は、電話・メール・テレビ会議等でも可とする。
4. 対面での打合せ等を行う場合は、密閉、密集、密接（3つの密）が生じないように十分配慮し対応する。
5. 立会い等については、飛沫防止や、人と人の距離をあける等、感染拡大防止の対策を行い実施する。
6. 段階確認については、従来、臨場が原則であるが机上での実施も可とする。
7. 検査のうち現場確認が必要なものについては臨場で実施し、書類検査（書類審査）は、電話・メール・テレビ会議等での実施も可とする。
8. コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置をとる。
9. 特定警戒都道府県からの来訪については、移動による感染拡大のリスクを考慮し、リモートワークの活用などできる限り移動を控えるべきことに留意いただきたい。
10. その他、国土交通省の通知（別紙）に準じる方針である。

別紙

| | 日時 | | 通 知 名 | 通知元 |
|---|-----------|-----------------------|--|--------------------------------|
| ① | 令和2年2月25日 | 事務連絡 | 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について | 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 |
| ② | 令和2年2月26日 | 事務連絡 | 当面のイベント等の開催について | 国土交通省土地・建設産業局 |
| ③ | 令和2年2月28日 | 事務連絡 | 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について | 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 |
| ④ | 令和2年2月28日 | 国土建第482号 | 新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について | 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 |
| ⑤ | 令和2年3月11日 | 事務連絡 | 公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について | 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 |
| ⑥ | 令和2年3月11日 | 国土建推第38号 国土建整第132号 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について | 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 建設市場整備課長 |
| ⑦ | 令和2年3月19日 | 事務連絡 | 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について | 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 |
| ⑧ | 令和2年4月8日 | 事務連絡 | 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について | 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 |

国土交通省 新型コロナウイルス感染症https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html